

安田町教育振興基本計画

《教育等の振興に関する施策の大綱》

(令和2年度～令和6年度)



—夢と志を持ち可能性に挑戦して、

ふるさと安田の未来を拓く人を育てる—

令和2年3月

安田町教育委員会

目 次

はじめに	- 1 -
第1章 安田町教育振興基本計画の背景と策定	- 3 -
1 教育をめぐる社会情勢	- 3 -
2 位置付け	- 3 -
3 基本計画の構成と期間	- 4 -
4 基本計画の進捗管理	- 4 -
《参考:国、県の動向》	- 5 -
(1) 国の動向.....	- 5 -
(2) 県の動向.....	- 8 -
第2章 安田町の教育をめぐる現状と課題	- 9 -
1 人口減少と少子高齢化の進行について	- 9 -
2 学校教育の状況について	- 10 -
(1) 概要	- 10 -
(2) 乳幼児・児童・生徒数の推移	- 10 -
(3) 知・徳・体の状況	- 10 -
(4) 特別支援教育等	- 12 -
(5) 学校給食	- 13 -
(6) 教育施設の整備	- 13 -
3 生涯学習について	- 14 -
(1) 生涯学習の概要	- 14 -
(2) 公民館.....	- 14 -
(3) 文化センター	- 14 -
4 子供たちを取り巻く厳しい環境について	- 14 -
5 学校と地域の連携について	- 14 -
6 就学前の教育・保育について.....	- 15 -
7 南海トラフ地震対策について.....	- 15 -
8 安田文化・芸術の振興と文化財の保存と活用について	- 15 -

第3章 基本理念、基本目標及び施策体系	16 -
1 基本理念	16 -
2 基本目標	17 -
(1) 知の分野の基本目標	17 -
(2) 徳の分野の基本目標	17 -
(3) 体の分野の基本目標	17 -
3 施策体系	17 -
第4章 施策方針と行動計画	18 -
1 施策方針	18 -
【学校教育】	18 -
◇学び意欲にあふれ豊かな心で自ら課題を見出し、解決する力を育む教育の推進◇	18 -
【町主体施策】	18 -
(1) 確かな学力の育成	18 -
(2) 豊かな心と健やかな体の育成	18 -
(3) 安心・安全で質の高い教育環境の整備	18 -
【高知県との協同施策】(～2019年度計画)	18 -
(1) チーム学校の構築	18 -
(2) 厳しい環境にある子供たちへの支援	19 -
(3) 地域との連携・協働	19 -
(4) 就学前教育の充実	19 -
【社会教育】	20 -
◇生涯にわたって健康でいきいきとかがやき、学び続ける教育の推進◇	20 -
【町主体施策】	20 -
(1) 生涯学習まちづくりの推進	20 -
(2) 家庭や地域の教育力の推進	20 -
(3) 明るく健全なまちづくりの推進	20 -
(4) ふるさと文化の保存・継承	20 -
【高知県との協同施策】	20 -
(1) 生涯学び続ける環境づくり	20 -
2 行動計画(アクションプラン)	21 -
【学校教育】	21 -
◇学び意欲にあふれ豊かな心で自ら課題を見出し、解決する力を育む教育の推進◇	21 -
(1) 確かな学力の育成	21 -

① 基礎学力の定着と向上	- 21 -
ア) 学力調査等の分析と活用	- 21 -
イ) 複数教員による指導と学習習慣の定着	- 21 -
② 教育活動の充実	- 22 -
③ 教職員の研究・研修活動の充実	- 22 -
④ 園小中連携教育の推進	- 22 -
ア) 幼児教育と学校教育の連携の推進	- 22 -
イ) 小中連携による教育活動の推進	- 22 -
⑤ 夢と個性ある学校づくりなどの推進	- 23 -
⑥ 家庭・地域の教育力の向上	- 23 -
(2) 心身ともに健やかな子供の育成	- 24 -
① 豊かな心の育成	- 24 -
ア) 幼児教育の推進	- 24 -
イ) キャリア教育の推進	- 24 -
ウ) 道徳教育の推進	- 24 -
エ) 人権教育の推進	- 24 -
オ) 読書活動の推進	- 25 -
② 特別支援教育の充実	- 25 -
③ いじめ・虐待から命を守る	- 25 -
④ 不登校対策の充実	- 26 -
⑤ 健康の基礎づくりの推進	- 26 -
(3) 学校教育環境の充実	- 26 -
① 安全・安心な学校づくりの推進	- 26 -
② 防犯・安全教育の充実	- 26 -
③ 学校規模の適正化推進	- 27 -
【社会教育】	- 27 -
◇生涯にわたって健康でいきいきとかがやき、学び続ける教育の推進◇	- 27 -
(1) 生涯学習まちづくりの推進	- 27 -
① 生涯学習の推進	- 27 -
② 文化・芸術活動の推進	- 27 -
③ スポーツ活動の推進	- 28 -
(2) 地域の教育力再生・向上の推進	- 28 -
① 家庭教育の支援	- 28 -
② 地域教育の推進	- 28 -
(3) 明るく健全なまちづくりの推進	- 29 -

① 人権教育の推進	- 29 -
② 青少年・女性・高齢者等の学習機会の充実.....	- 29 -
(4) ふるさと文化の保存・継承.....	- 29 -
① 文化財の保存.....	- 29 -
② 文化財の継承・活用	- 30 -

はじめに

町教育委員会は、平成27年度に令和元年度までの5年間を計画期間とする「安田町教育振興基本計画(2015～2019年度)」を策定しました。

この計画の基本理念である『豊かな人間性を育む人(人材)』の育成のもと、「豊かな心を育む教育を推進する学校教育」と「自ら進んで学ぶ教育を推進する社会教育」を基本理念の実現に向けた取組の体系として、次代を担う子供や若者たちが安田町を愛し、人間性豊かな自立した人として成長できるよう学校並びに社会教育の充実を推進するとともに、豊かな自然の恵みを身近に学べる環境の充実を図り、だれもが生涯を通じて学び、支え合うことができる取組を進めてまいりました。

一方、少子・高齢化の進行やグローバル化・情報化の進展など、教育をめぐる社会環境が大きく変化するとともに、最近では人工知能（AI）やビックデータの活用なども急速に進んでいます。特に『超スマート社会(society5.0)』の実現に向けた技術革新が進展するなかにあって「人生100年時代」を豊かに生きていくための、教育の力の果たす役割はますます重要となっています。

また、新たな計画の策定にあたっては、これまで同様に目指すべき教育の方向は国及び高知県と同様であるべきという観点から、策定済み及び策定中である国の「第3期教育振興基本計画」（2018-2022年度）、高知県の「教育振興基本計画」を参酌する必要があります。

以上のことも踏まえ、「安田町教育振興基本計画」(2020～2024年度)は、これまでの計画の点検・評価を行うとともに、町総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の各種施策との整合性を図りながら、2020年度から5年間における安田町の教育の目指すべき姿と方向性を定めるものであります。

これまで同様に「人づくりの基本は教育であり、人づくりがまちづくりの原点である」という考え方のもと、この計画の基本理念であります「夢と志を持ち可能性に挑戦して、ふるさと安田の未来を拓く人を育てること」に取り組んでいきますので、本計画の内容をご理解いただき、学校、家庭、そして地域・社会の協働による人づくりの実践に、さらなるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《参考:語句の意味》

※基本構想とは…①これからどんなことを大切に、どんな方向へ進んでゆこうとしているのか、そのおおもとなる考え方のこと。そして、ビジョン(理想像または未来像)を描くもの。

②ビジョン(理想像または未来像)と、その実現に至る筋道を示していくもの。

※構想とは…これからしようとする物事について、その内容・規模・実現方法などを考えて、骨組みをまとめること。

※基本理念とは…①組織がその根本に据える理念や目標、思想のこと。

②物事を成立させるための基本的な考え方、その目的。

※理念とは…ある物事について、こうあるべきだという根本の考え方。

※教育とは…①ある人間を望ましい姿に変化させるために、心身両面にわたって、意図的、計画的に働きかけること。

②「教え育てる」ことなく、「教え育つ」ことである。

令和2年3月

安田町教育委員会

第1章 安田町教育振興基本計画の背景と策定

1 教育をめぐる社会情勢

超スマート社会（Society5.0）の実現に向けての技術改革やグローバル化の一層の進展、人生100年時代を迎えようとしている少子高齢社会など、教育を取り巻く環境が大きく変化する時期にあって、「自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学び」を引き継ぎつつ、社会の急速な変化を見据えた教育施策が求められています。

また、近年頻発している自然災害や登下校中の児童・生徒の安全確保・防犯対策として、安全・安心な施設整備及び防災教育をより一層推進することも急務となっています。

こうした環境の変化やニーズに的確に対応するため、豊かな自然の恵みや幕末から明治の動乱期に活躍した多くの先人によってはぐくまれた安田文化など、本町の特徴を生かした効果的な教育施策を着実に実施することが必要です。

2 位置付け

この計画は、町総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図るとともに、国及び高知県の教育等の振興に関する大綱及び教育振興基本計画も参酌し、かつ歩調を合せ、本町が目指す教育、学術及び文化の振興に関する基本理念や基本目標を明らかにしたうえで、教育基本法第17条第2項の規定に基づき本町の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものです。

※教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

<参考>

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。（H26.7.17文部科学省初等中等局長通知(抜粋)）

3 基本計画の構成と期間

基本計画の構成と期間は次のとおりとします。

① 基本計画の構成

- ◆基本理念…町教育が目指すべき人間像を示します。
- ◆基本目標…知、徳、体の分野ごとに数値目標を設定して、これを基本理念の実現に向けた取組の基本目標とします。
- ◆施策体系…基本理念の実現に向けた取組の体系。
- ◆施策方針…基本理念の実現に向けた取組の方針。
- ◆実施計画…具体的な事業計画です。(毎年度作成)

② 基本計画の期間

基本計画の期間は、町総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を保つため、2020年度から2024年度までの5年間とします。

4 基本計画の進捗管理

基本計画に掲げた施策の進捗状況等は、基本目標の達成状況等を毎年度点検、検証しながら町総合教育会議において協議、確認を行います。

なお、この基本計画に定める施策等については、国並びに高知県の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

《参考:国、県の動向》

(1) 国の動向

① 教育基本法の改正

昭和 22 年に制定された「教育基本法」が約 60 年ぶりに全面改正され、教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めた新たな「教育基本法」が平成 18 年 12 月に施行されました。

生涯学習の理念や家庭教育、学校、家庭、地域・社会との連携協力、国及び地方公共団体の責務等を盛り込むとともに、新たに「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めなければならない」と規定されました。

② 教育関係法の改正

教育基本法の改正を受け、平成 19 年 6 月には「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法」及び「教育公務員特例法」の教育関係法も改正されました。

【学校教育法の改正骨子の概要】

改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標の見直し

※小中一貫教育の制度化

小・中学校の 9 年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を制度化する改正教育法が平成 28 年 4 月から施行されました。

義務教育学校は地域の実情に応じ、学年の区切りを「4・3・2」や「5・4」など、柔軟に変更に変更できることとなります。従来の「6・3」制で課題に挙げられてきた、中学校に進学した際にいじめや不登校が増加する「中一ギャップ」や子供の発達の早期化に対応できていない点など、これらの課題解決や学力向上のための有効な対策として、制度化により一貫教育の浸透を図ることとしています。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正骨子の概要】

教育における国、教育委員会、学校の責任を明確にし、保護者が安心して子供を学校に預けうる体制の構築

※教育委員会制度改革

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、首長との連携強化や地方教育行政における責任の明確化等の見直しを図るなどの観点から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月に施行されました。

この一部改正により、教育長と教育委員長を一本化した新教育長の設置により、第一義的な責任者が教育長であることが明確化されました。また、首長が主宰し、首長と教育委員をメンバーとする「総合教育会議」が設置され、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能となりました。

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正骨子の概要】

教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みの構築

③ 学習指導要領の改訂・全面实施

平成30年に学習指導要領が改訂され、幼稚園はすでに平成30年度から実施されており、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から実施されます。

新学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に再整理して、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することなどが示されています。

教育内容に関する主な改訂事項としては、言語能力の確実な育成、情報活用能力の育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、道徳教育の充実などが示されています。

④ 国の第3期教育振興基本計画

平成30(2018)年度から2022年度までを計画期間とする第3期教育振興基本計画を策定し、中央教育審議会の答申に基づき平成30年6月15日に閣議決定しました。

この計画は5つの基本的な方針として、「1：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「2：社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「3：生涯学び、活躍できる環境を整える」、「4：誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「5：教育政策推進のための基盤を整備する」を位置づけるとともに、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の3つの理念の方向性を継承し、2030年以降の社会を展望した教育施策の取組を行う計画となっています。

⑤ その他、関連する法案、取組等

平成 24 年 8 月には、就学前の子供に対する教育の視点も盛り込まれた次の「子ども・子育て関連 3 法」が参議院本会議で可決・成立しました

◆子ども・子育て支援法

◆認定こども園法の一部改正法

◆子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

また、学校のいじめ問題が深刻化する中、「いじめ防止対策推進法」の施行 3 年後の見直し規定を踏まえ、平成 29 年 3 月には、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定が行われました。

法施行後もいじめが関係しているとみられる子供の自殺が起きており、引き続き学校現場の意識改革や取り組みの徹底が課題だとされています。

このことから国は、いじめを積極的に認知するよう通知等で指導助言しており、いじめの認知件数は増加しています。今後も積極的な認知をさらに進め、法に基づく学校の基本方針や組織が実効的に機能するよう、取組状況の把握、検証を進めることとしています。

※「安田町いじめ防止基本方針」

…平成 26 年 4 月施行、平成 30 年 3 月一部改正

(2) 県の動向

高知県教育委員会は、平成 23 年に教育の総合的な指針である「土佐の教育 振興基本計画」を策定し、子供たちの確かな学力の育成、県民の生涯にわたる「学び」や、ライフステージに応じたスポーツ活動の充実により、未来を切り拓こうとする気概あふれる積極果敢な人づくりに取り組んでいます。

平成 28 年 3 月に、「第 2 期高知県の教育振興計画」を策定し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」として位置づけられました

なお、2020 年度以降の計画は、策定中です。

■高知県教育振興基本計画(2016 年度～2019 年度)「基本理念」等

●基本理念 ～目指す人間像～

- (1) 「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かってはばたく子供たち」の育成
- (2) 「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材」の育成

●基本目標

(1) 知の分野の基本目標

①小・中学校

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる。

②高等学校

(省略)

(2) 徳の分野の基本目標

- ・生徒指導上の諸課題(不登校、暴力行為、中途退学)の状況を全国平均まで改善する
- ・全国学力・学習状況調査における児童・生徒の道徳性(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等)意識調査結果で、全国平均を 3 ポイント以上上回る

(3) 体の分野の基本目標

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

第2章 安田町の教育をめぐる現状と課題

1 人口減少と少子高齢化の進行について

本町は、昭和18年に安田町と中山村が合併し、現在に至っています。

総人口を国勢調査で見ると、昭和25年の6,933人をピークに年々減少し、昭和50年まで著しい減少を示しましたが、その後昭和60年までUターン現象等により減少率は低下していました。しかし、出生率の著しい低下や若者の流出等によって、再び減少率は年々拡大し、平成27年には2,631人となっています。

これを年齢階層別に占める割合の推移で見ると、年少人口（0歳から15歳未満）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、全国に先行して高齢化が進んでいます。

この傾向は、高知県においても同様で、「人口減少が町経済や地域活力の減退を引き起こし、若者の流出につながり、過疎化・高齢化が進行することで少子化が加速され、さらなる人口減少につながる」という負の連鎖を招いており超高齢化社会が今後も続く一方、総人口は、年少人口・生産年齢人口・老年人口ともに減少するため「人口減少の第三段階」に突入しています。

町ではこうした状況の改善に向けて、平成27年度に「安田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、まちの目指す姿である「安心・安全で活気のある協働のまちやすだ」の実現に向けて、各分野での取組を積極的に進めています。

【人口の推移（国勢調査）】

区 分	総 人 口	年少人口 (15歳未満)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人 数	%	人 数	%	人 数	%
昭和25年	6,933	2,403	34.7	4,112	59.3	418	6.0
昭和30年	6,677	2,218	33.2	3,987	59.7	472	7.1
昭和35年	6,141	1,883	30.7	3,728	60.7	530	8.6
昭和40年	5,481	1,475	26.9	3,451	63.0	555	10.1
昭和45年	5,031	1,084	21.5	3,304	65.7	643	12.8
昭和50年	4,563	915	20.0	2,974	65.2	674	14.8
昭和55年	4,428	780	17.6	2,944	66.5	704	15.9
昭和60年	4,306	719	16.7	2,825	65.6	762	17.7
平成2年	4,055	569	14.0	2,640	65.1	846	20.9
平成7年	3,826	495	12.9	2,330	60.9	1,001	26.2
平成12年	3,535	443	12.5	2,001	56.6	1,091	30.9
平成17年	3,297	365	11.1	1,772	53.7	1,160	35.2
平成22年	2,970	250	8.4	1,579	53.2	1,141	38.4
平成27年	2,631	203	7.7	1,277	48.5	1,151	43.8
令和2年	2,653	219	8.2	1,265	47.7	1,169	44.1

※令和2年は、3月1日現在の住民基本台帳の数値です。

2 学校教育の状況について

(1) 概要

町立小・中学校は、令和2年3月1日現在、小中学校ともに1校(安田小学校、安田中学校)を設置しており、認定こども園も1園(安田さくら園)設置しています。

(2) 乳幼児・児童・生徒数の推移

本町の年少人口の減少に伴い、乳幼児・児童・生徒数も減少を続けており、今後、多少の増減はあるものの、減少していく傾向にあります。

このため安田中学校においては、生徒数の漸減による学校規模の縮小によって部活動などへの支障が生じてきており、近隣中学校との連合チームによる部活動を余儀なくされています。

こうした状況を踏まえ、児童・生徒のより良い教育環境を維持していくために、引き続き中芸地区における教育行政（教育委員会）の広域化と学校組合による学校組織運営を検討し、その対応に取り組む必要があります。

※複式学級の編成基準

小学校は2つの学年の児童で編制する学級は16人以下。（ただし第1学年を含む場合は8人以下。）中学校では学年の制限なく8人以下。

【小・中学校の児童・生徒数の推移（毎年度4月末現在）】（単位：人）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
安田小学校	85	76	69	63	65	65	81
安田中学校	46	51	47	48	30	22	15
計	131	127	116	111	95	87	96

(3) 知・徳・体の状況

① 知の分野について

本町の小・中学校の学力の状況は、平成19年度から始まった全国学力・学習状況調査（調査対象：小学校6年生・中学校3年生）で見ると、各種学力調査等の結果分析からPDCAサイクルをまわし、学習内容の充実や指導方法等の工夫、改善を行うことで一定の学力はついてきているといえます。

しかしながらこれまでの結果分析から、高知県平均値分析と同様に、国語、算数・数学ともに、主に思考力・判断力・表現力を問う問題に弱さがみられ、十分な改善が見られない状況です。

なお本町のような小規模校の場合、実施年度によって、その結果に大きな変動があり、それが必ずしも学校全体の学力の状況を示すものとはならないことに留意をして

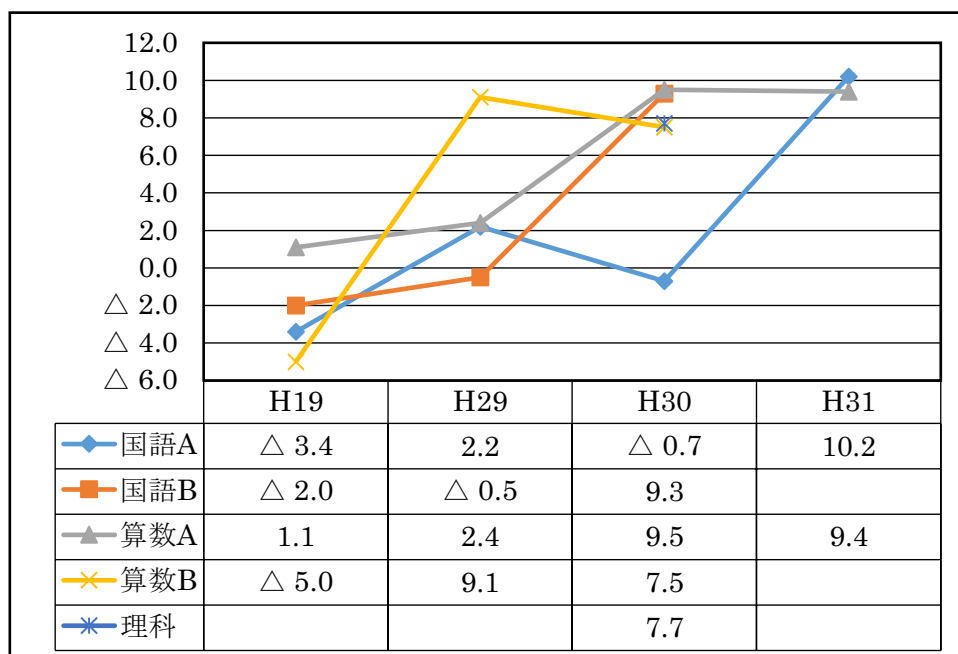
おこなってはなりません。

■全国学力・学習状況調査結果

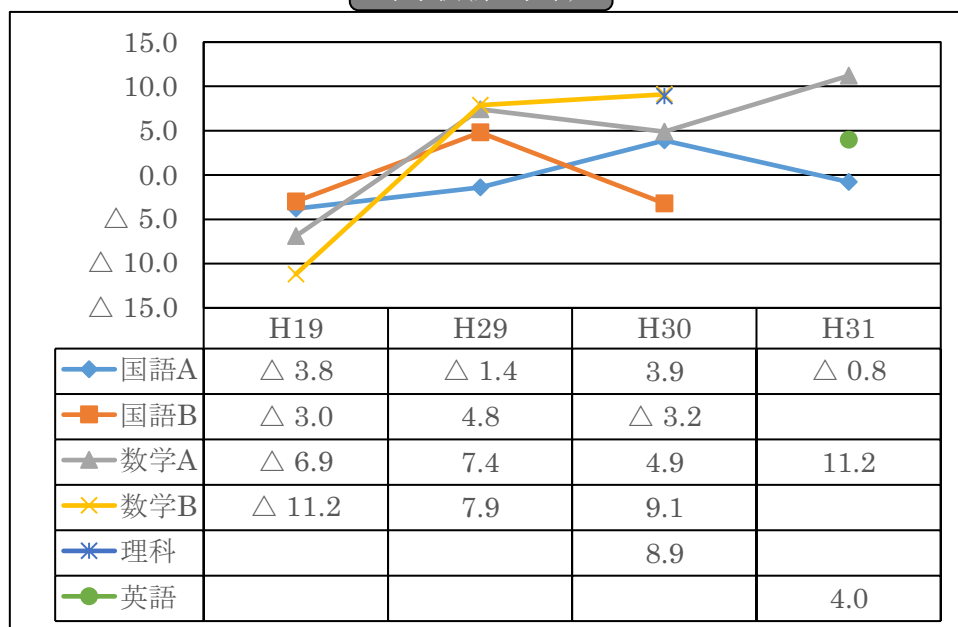
◇本町と全国の平均正答率の差(教科、問題別)

※H31 より国語、算数(数学)とも A、B は一本化

小学校(第6学年)



中学校(第3学年)



② 徳の分野について

※徳育の分野も学力同様、本町のような小規模校の場合、調査年度によってその結果に大きな変動があり、それが必ずしも学校全体の状況を示すものとはならないことから、高知県の教育振興基本計画の記述を引用。

生徒指導上の諸課題に係る全国調査等の結果をみると、暴力行為と小・中学校の不登校は、高い割合で発生・出現しており、全国平均を大きく上回っています。

いじめの認知件数は、大きく増加し、全国平均と同程度の割合になっています。この認知件数の増加は、教職員が積極的にいじめを認知して早期に対応する取組が進んでいることによるものと考えられます。

③ 体の分野について

※体育の分野も学力同様、本町のような小規模校の場合、調査年度によってその結果に大きな変動があり、それが必ずしも学校全体の状況を示すものとはならないことから、高知県の教育振興基本計画の記述を引用。

小・中学校の体力・運動能力については、平成 20 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は着実な改善傾向を示しており、小・中学校ともにほぼ全国水準に達しています。

平成 30 年度の調査結果をみると、体力合計点において、中学校男子が前年度に引き続き全国水準を上回るとともに、中学校女子が過去最高点になるなど、特に中学校において改善が進んでいます。

しかし、小・中学校ともに 1 週間の総運動時間が全国と比べて少ないなど、運動習慣が十分に定着していない状況がみられます。特に、男子に比べ女子は年齢が上がるにつれて運動時間が減少する傾向が顕著であり、女子の運動習慣を定着させていくことは今後の課題です。

(4) 特別支援教育等

●特別支援教育

令和元年度の特別支援学級の状況は、小学校 1 学級 2 人、中学校 1 学級 1 人です。また、町特別支援教育支援員を配置して、個に応じた支援も行っています。

区 分	種 別	学級数	児童・生徒数 (人)	教職員数 (人)
安田小学校	自閉症・情緒	1	2	1
	—	—	—	—
安田中学校	自閉症・情緒	1	1	1
	—	—	—	—
計		2	3	2

●学習支援

基礎学力や学習の定着及び放課後学習支援事業の一環として、学習支援員を配置して、その対応を図っています。

(5) 学校給食

本町では、児童・生徒の心身の健全な発達を促し、望ましい食習慣を育てるため、小・中学校2校の共同調理方式で完全給食を実施しています。

また、地元産良質米をはじめ、地元産食材の使用に積極的に取り組んでいます。

(6) 教育施設の整備

本町の小・中学校の校舎及び体育館は、大規模改修、耐震補強及び老朽化による建替を行っております。また、児童・生徒の安全と健康を守るためのブロック塀の改修及び空調設備の設置も、2019年度に完了しました。

今後は、教育施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、計画的、効率的な老朽化対策を行うため、長寿命化計画を策定するとともに、経年による劣化の著しい安田中学校プール等の施設改修について、改修財源の確保や津波浸水対策を図りながら、早期に取り組むこととします。

3 生涯学習について

(1) 生涯学習の概要

社会・経済が大きく変化し、個人の生き方も多様化している中で、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、文化・スポーツに親しめる環境を整備していくことが重要です。

また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域に好影響がもたらされます。

しかしながら、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱ってきています。また、社会・経済の変化による町民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実も求められています。

(2) 公民館

町内に役場支所機能を有する公民館 1 館を設置して、兼務職員を配置し、地区住民を対象に、健康管理、環境問題及び情報化時代への対応策など「学級・講座・教室」を中心とした取組を行っています。

(3) 文化センター

安田町文化センターは、地域住民が豊かで活力と潤いのある地域社会をつくるため、研修、講習、各種催物及び行事など幅広く利用する拠点的综合施設です。

4 子供たちを取り巻く厳しい環境について

※本町の人口規模や有する時系列的調査資料で、子供たちを取り巻く環境の状況を分析することは適切でないことから、高知県の教育振興基本計画の記述を引用。

厚生労働省の調査によれば、平成27年度の日本の子供の貧困率は13.9%であり、約7人に1人の子供が貧困の状況にあるものと考えられます。

生活保護被保護率、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子供の割合は更に高いことが推測されます。

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子供たちが、学力の未定着やいじめ、不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

5 学校と地域の連携について

町の子供たちの成長を支えていた家庭や地域の教育力は、過疎化、核家族化、地域コミュ

ニティの希薄化などに伴い著しく低下しています。

他方で、少子化が進む中であっても他市町村同様に子供たちに関わる課題は多様化・複雑化しており、特に、家庭の貧困など厳しい環境にある子供たちへの支援については、学校にプラットホームとしての役割が期待されているものの、学校だけでの対応には限界があります。

このため、地域と学校とが連携して、社会全体で子供たちを見守り育んでいくことが必要です。

こうしたことから、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子供を育てる仕組みとして取り組んできた「学校支援地域本部」から、国の「地域学校協働本部」の必須3要素に高知県が独自に定めた要件を加えた「高知県版地域学校協働本部」への移行を図り、地域と学校が連携・協働して地域ぐるみで子供たちの育ちを支援する体制づくりに取り組む必要があります。

6 就学前の教育・保育について

子供たちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長のためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期に、質の高い教育・保育を受けることが重要です。

また、小学校入学後に、集団行動できない、授業中に座ってられないなどといった、いわゆる小1プロブレムへの対応も必要となっています。

さらに、発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加など、より専門的な指導・支援方法の取得が求められるようになってきています。

7 南海トラフ地震対策について

近い将来、高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により甚大な被害もたらされることが懸念されています。

教育分野においては子供たちの命や学習環境を守り抜くための施設等の耐震化などハード面と防災教育の充実などソフト面の対策が求められています。

8 安田文化・芸術の振興と文化財の保存と活用について

芸術文化に普段から親しむことで、心豊かな人生を送ることができるよう、文化施設などを活用した取組を進めてきています。

また幕末から明治にかけての、社会が大きく変化する時代に本町からは多くの勤皇志士や彼らを育てた著名な儒学者を輩出しました。その根底には、受け継がれてきた安田文化があり、町の将来を担い、未来を拓く人材を育んできました。

このことから、次代を担う子供たちが安田文化を学び、受け継ぐことを通じて成長していく環境を整備するため、学校と連携した文化・芸術活動に取り組まなければなりません。

さらに、国指定重要文化財である北寺の仏像をはじめ、森林鉄道遺産や遍路道など有形・無形の文化財が数多くあり、これらの価値を維持し、後世に伝えていくことも現代を生きる私たちの使命です。

第3章 基本理念、基本目標及び施策体系

1 基本理念

夢と志を持ち可能性に挑戦して、ふるさと安田の未来を拓く人を育てる

グローバル化や日進月歩の情報技術等、少子・高齢化の進展、そして「超スマート社会(Society5.0)」の実現と「人生100年時代」の到来など、社会・経済が大きく、激しく変化する時代にあって、子供たちが自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育んでいくことがますます重要です。

＜知・徳・体の育成すべき力とは＞

- ◆知：基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲
- ◆徳：社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性
- ◆体：生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣

こうした知・徳・体の調和がとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、家庭の保護者や地域、学校、町教育委員会、県教育委員会などが、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子供たちに身に付けさせていかなければなりません。

幕末から明治にかけての、社会が大きく変化する時代に本町は多くの勤皇志士や彼らを育てた著名な儒学者を輩出しました。

その根底には、脈々と受け継がれてきた安田文化があり、町の将来を担い、未来を拓く人材を育んできました。変化の激しい時代の中では、可能性に挑戦し、未来を切り拓く人材が求められています。

町教育委員会としては、目指すべき教育の方向は国及び県と同様であるべきという観点から、高知県教育振興基本計画の基本理念も踏まえ、町の総合振興計画と整合を図ったうえで、「人づくりの基本は教育であり、人づくりがまちづくりの原点である」という考え方のもと、「夢と志を持ち可能性に挑戦して、ふるさと安田の未来を拓く人を育てる」ことを基本理念とします。

2 基本目標

この計画においても、教育の目標・指針である知、徳、体の分野ごとに下記の数値目標を設定して、これを基本理念の実現に向けた取組の基本目標とします。

(1) 知の分野の基本目標

- 小・中学校の学力は全国平均以上とし、更に上位を目指す。

(2) 徳の分野の基本目標

- 生徒指導上の諸問題（不登校、暴力行為）の状況を全国平均以下とする。
- 全国学力・学習状況調査における児童・生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均以上とする。

(3) 体の分野の基本目標

- 小・中学校の体力・運動能力は全国上位に引き上げる。

※「目標」とは、

- ① そこに行き着くように、またそこから外れないように目印とするもの。「島を一にして東へ進む」
- ② 行動を進めるにあたって、実現・達成をめざす水準。「一を達成する」「月産五千台を一とする」「一額」

3 施策体系

次の2つを基本理念の実現に向けた施策体系とします。

①学校教育では、

「学び意欲にあふれ豊かな心で自ら課題を見出し、解決する力を育む教育の推進」

②社会教育では、

「生涯にわたって健康でいきいきとかがやき、学び続ける教育の推進」

第4章 施策方針と行動計画

1 施策方針

基本理念や基本目標を実現していくためには、家庭、地域、学校、教育行政など、教育等に携わる全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、力を合わせて取り組んでいく必要があります。

このため、高知県の教育等の振興に関する大綱も参酌し、かつ歩調を合せ、施策体系ごとの方針を次のとおり定めます。

【学校教育】

◇学び意欲にあふれ豊かな心で自ら課題を見出し、解決する力を育む教育の推進◇

【町主体施策】

(1) 確かな学力の育成

主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善と、カリキュラム・マネジメントの確立による学習の効果の最大化を図ることを中心とした新学習指導要領の着実な実施による、創意工夫と個に応じたきめ細かな指導を行い、基礎基本の徹底と課題解決力を高め、確かな学力の育成を図ります。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

自らを律し、責任感・規範意識による思いやりの心や生命を尊重し、運動に親しむ習慣や健康の保持・増進を図り、豊かな心と健やかな体の育成に取り組みます。

また、子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成にも取り組みます。

(3) 安心・安全で質の高い教育環境の整備

学校のICT（情報通信技術）環境整備を促進するとともに、災害・犯罪から子供を守るため保護者や地域との連携を図りながら、安心・安全で質の高い教育環境の整備を推進します。

また、少子化による学校の小規模化によるメリット、デメリットをふまえ、事務局体制を含めた中芸地区における広域的学校組織及び運営の検討も働きかけます。

【高知県との協同施策】（～2019年度計画）

(1) チーム学校の構築

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、子供たちの知・徳・体を向上させていくためには、

①学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個

々の教職員により対症療法的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
②学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があることなどの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

こうした課題の解決に向けた取組として、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進していきます。

（２）厳しい環境にある子供たちへの支援

大きな社会問題となっている子供の貧困は、深刻であり、こうしたことを背景に、本町においても一部の子供たちが虐待や学力の未定着、不登校といった困難な状況に直面しています。

このため、就学前には認定こども園安田さくら園での保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして小学校からの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「厳しい環境にある子供たちへの支援」に取り組みます。

（３）地域との連携・協働

これまで本町の子供たちの成長を支えていた家庭や地域の教育力は、過疎化、核家族化、地域コミュニティの希薄化などに伴い著しく低下しています。

他方で、少子化が進む中であっても他市町村同様に子供たちに関わる課題は多様化・複雑化しており、特に、家庭の貧困など厳しい環境にある子供たちへの支援については、学校にプラットフォームとしての役割が期待されているものの、学校だけの対応には限界があります。

このため、地域と学校とが力を合わせて子供たちを支え、育んでいくことが求められてきています。

こうしたことから、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子供を育てる仕組みである高知県版地域学校協働本部への移行を図り、その活動の充実など、学校と「地域との連携・協働」を積極的に進めます。

（４）就学前教育の充実

子供たちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長のためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期に、質の高い教育・保育を受けることが重要です。

このため、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践など、認定こども園さくら園を中心とした「就学前教育の充実」を図ります。

【社会教育】

◇生涯にわたって健康でいきいきとかがやき、学び続ける教育の推進◇

【町主体施策】

(1) 生涯学習まちづくりの推進

町民が個々の学習ニーズに応じて、自ら選択しながら、生涯にわたって学習する機会を得て、健康でいきいきと輝き、自己実現を図ることができるよう、文化・芸術及びスポーツ活動も踏まえた生涯学習まちづくりの推進と環境整備を進めます。

(2) 家庭や地域の教育力の推進

家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、子育て支援や親育ち支援・相談体制の充実などを通じ、家庭の教育力支援に取り組むとともに、保護者間の連携強化と教育に対する地域の関心と理解を深め、地域で教育を支える仕組みづくりを進めます。

(3) 明るく健全なまちづくりの推進

すべての町民の基本的人権が尊重される地域社会の実現に向けて、社会の変化やニーズに対応した人権教育を推進するとともに、青年、女性及び高齢者の社会参加を促進するための、学習の機会や活動の場の提供及び団体運営の支援にも取り組み、明るく健全なまちづくりを推進します。

(4) ふるさと文化の保存・継承

貴重な文化財や歴史遺産を後世に引き継いでいくため、その保存・継承とこれらの資源を活用した地域の活性化に向けて、幼児・学校教育や関係機関と連携した取り組みを進めます。

【高知県との協同施策】

(1) 生涯学び続ける環境づくり

社会・経済が大きく変化し、個人の生き方も多様化している中で、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、文化・スポーツに親しめる環境を整備していくことが重要です。

また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域に好影響がもたらされます。

こうした方向に沿って、「生涯学び続ける環境づくり」を推進します。

2 行動計画(アクションプラン)

基本理念実現に向けた施策【町主体施策】方針による具体的な行動計画(アクションプラン)を次のとおり定め、取り組みます。

なお、【高知県との協同施策】方針による施策については、高知県と連携して取り組みます。

【学校教育】

◇学び意欲にあふれ豊かな心で自ら課題を見出し、解決する力を育む教育の推進◇

(1) 確かな学力の育成

① 基礎学力の定着と向上

ア) 学力調査等の分析と活用

これまでの取組で一定の成果を上げてきているが、引き続いて全国学力学習状況調査や高知県学力定着状況調査結果による児童・生徒の学力状況の把握に基づき、高知県教育委員会と連携を密にして、先進的な取り組み事例等も研究しながら、「学校経営計画」の中長期的目標に基づき、PDCA サイクルを活用し校内研修の充実を図るとともに外部講師も招聘し、基礎基本の定着に加えて、探求心や課題解決力の育成を目指した教科指導や授業改善に取り組みます。

また、体力向上についても同様に、自らが自らの課題を探し、効率的に体力づくりに取り組むよう授業改善を図ります。

【具体的な事業】

- ・わが町の学力向上対策事業
- ・外部講師招聘事業
- ・英語力向上推進事業
- ・体力向上プログラム

イ) 複数教員による指導と学習習慣の定着

小規模校の特性を活かして、学習支援員も可能な限り配置して、複数教員による教科指導を小・中学校で実施するとともに、各校で実施する放課後の加力学習や「家庭学習の手引き」や「親子でつけよう家庭学習の習慣」等を活用し、家庭学習の方法を指導し、適切な課題を課すことによって学習習慣の定着を進めます。

【具体的な事業】

- ・学習支援員配置事業
- ・チャレンジ教室、加力学習等の実施
- ・家庭学習習慣の定着推進

② 教育活動の充実

児童・生徒一人ひとりの個性を理解、尊重した生徒指導、相談に取り組むとともに、学習支援が必要な児童・生徒へのサポートと学校生活上の支援のための学習支援員及び外国語指導助手の配置などによる教育活動の充実に努めます。

【具体的な事業】

- ・学習支援員配置事業（再掲）
- ・外国青年招致事業
- ・情報教育推進事業
- ・英語検定受験料補助事業

③ 教職員の研究・研修活動の充実

外部講師を招聘し、配慮が必要な児童生徒の理解や支援方法、学級づくり、仲間づくりなど、特別支援教育の充実を図るための研究・研修活動を実施するとともに、英語力向上や水泳指導力向上のための外部講師招聘や、指導主事等の派遣を活用した教職員の研究・研修活動の充実に努めます。

また、中芸地区教育研究会及び県教育センター等の研修会への参加も促進します。

【具体的な事業】

- ・校内研修の充実
- ・外部講師招聘事業（再掲）
- ・授業力向上評価シートの活用
- ・中芸地区教育研究会への参加

④ 園小中連携教育の推進

ア) 幼児教育と学校教育の連携の推進

子供たちの発達や学びの連続性を重視し、認定こども園から小学校へスムーズに移行できるよう、「アプローチカリキュラム」、「スタートカリキュラム」を作成、実施するとともに安田さくら園と小学校との定期的な連絡会や授業参観、交流授業、行事等での連携を通じて、園小の連携を積極的に推進します。

【具体的な事業】

- ・定例園校長会の充実
- ・園小中連絡会及び合同研修会の実施
- ・園小連絡会等による連携
- ・交流事業、乗り入れ授業等の実施

イ) 小中連携による教育活動の推進

中学校での新しい学習や生活に十分になじむことができない、いわゆる「中1

ギャップ」の解消や活用力向上のために、小・中学校の学習上の共通課題に対応して、小中合同研修会や中学校の教諭による小学校での授業や行事での交流など、小中での一層の連携を図り、9年間の教育課程を見通した教育活動を推進します。

【具体的な事業】

- ・ 定例園校長会の充実（再掲）
- ・ 園小中連絡会及び合同研修会の実施（再掲）
- ・ 小中引継会による連携
- ・ 交流事業、乗り入れ授業等の実施
- ・ 宿泊訓練の実施（中1）

⑤ 夢と個性ある学校づくりなどの推進

郷土が輩出した先人や歴史、主要な産業及び民俗芸能等を学習することで、郷土愛を育み、キャリア教育、ふるさと学習の定着と充実を図るとともに、子どもの夢実現事業の実施やスペインモンテフリオ町との姉妹都市交流など、学校評価(外部評価)制度も活用して、保護者、地域、学校の連携強化による伝統に根ざした夢と個性ある学校づくりを推進します。

また、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換を図るため、コミュニティスクールの設置検討及び実現を推進します。

【具体的な事業】

- ・ ふるさと学習推進事業
- ・ 子どもの夢実現事業
- ・ スペインモンテフリオ町との姉妹都市交流事業
- ・ 学校関係者評価の実施
- ・ コミュニティスクール推進事業

⑥ 家庭・地域の教育力の向上

学校と家庭が連携して、「早寝・早起き・朝ごはん」など、確かな学力の基盤となる基本的生活習慣の確立に努めるとともに、日常の生活リズムの中に読書や家庭学習を位置付けるよう取り組みを進めます。

また、学校支援地域本部から高知県版地域学校協働本部への移行を図り、地域のボランティアの方とも連携して、地域の多様な人材が学校を支援し、地域ぐるみで子供を守り育てるよう取り組みを進めます。

【具体的な事業】

- ・ 生活習慣向上推進
- ・ 読書活動推進事業

- ・地域学校協働本部事業

(2) 心身ともに健やかな子供の育成

① 豊かな心の育成

ア) 幼児教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、遊びや自然に触れる体験活動などを通して、豊かな心や基本的生活習慣の育成に努めます。

また、家庭では気づきにくい発達の遅れや障がい等が、認定こども園安田さくら園の集団の中で顕在化する場合が多くあることから、この気づきの強化を図り、母子保健事業と連携し、保護者への支援をすることで、子供の発達支援にも取り組みます。

【具体的な事業】

- ・保護者負担完全無償化事業
- ・保育・教育活動の推進
- ・子育て支援事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

イ) キャリア教育の推進

児童・生徒の夢や希望を実現するため、発達段階に応じたキャリア教育を推進するとともに、郷土が輩出した先人や郷土の主要な産業や自然、文化等についての学習を通じて、郷土を愛する態度を育てるとともに自らの生き方について考えを深めるなど、ふるさと学習と関連した取り組みも進めます。

【具体的な事業】

- ・キャリア教育推進事業
- ・ふるさと学習推進事業（再掲）

ウ) 道徳教育の推進

規範意識や他人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性を育み、人としてのあるべき姿、その基礎となる道徳教育を家庭とも連携して推進していきます。

【具体的な事業】

- ・道徳教育推進事業

エ) 人権教育の推進

児童・生徒が自尊感情を豊かにし、自他の人権を大切にする行動ができるような人権教育を、学校の教育活動を通して、家庭・地域・関係機関とも連携しながら

ら推進します。

【具体的な事業】

- ・人権教育推進事業

オ) 読書活動の推進

豊かな感性や表現力を育むため、教育活動全体を通して読書の習慣化を推進するとともに、読書支援員を配置し学校、文化センター、公民館の蔵書と機能の充実及び利用者の拡大に努めます。

【具体的な事業】

- ・読書活動推進事業
- ・読書支援員配置事業

② 特別支援教育の充実

LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥・多動性障がい)、自閉症など障がいのある子供一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、特別支援教育支援員の配置など、その支援体制を整備し、教育相談、巡回相談の活用など関係機関とも連携しながら適切な指導と支援を図ります。

【具体的な事業】

- ・特別支援教育支援員配置事業
- ・外部講師招聘による特別支援教育推進
- ・校内支援会や教育支援委員会を活用した支援の充実
- ・個別支援シートの活用
- ・安田小学校バリアフリー化推進事業

③ いじめ・虐待から命を守る

多様化する社会生活や家庭での教育力の低下など、その要因はいろいろであるが、次代を担う子供たちの命を守ることは、今日、社会の責任であるという自覚のもと、こころのサインを見逃さないこと、最悪の事態を想定した迅速な対応、関係者のネットワークの強化など予防的指導に取り組みます。

【具体的な事業】

- ・いじめ防止対策推進
- ・いじめ問題対策連絡協議会による情報共有
- ・QU アンケート調査実施
- ・スクールカウンセラー活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

④ 不登校対策の充実

児童・生徒の集団づくりやコミュニケーション力の育成、カウンセリングの活用など、不登校の未然防止対策を講じるとともに、早期対応によって不登校からの立ち直りを図るため、家庭や SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)、関係機関とも連携しながら、教職員の共通理解のもとに、不登校の要因やその背景となった事象に応じ、組織的に一貫性ある心が届く指導を推進します。

【具体的な事業】

- ・ スクールカウンセラー活用事業（再掲）
- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）

⑤ 健康の基礎づくりの推進

基本的な生活習慣の確立、望ましい食習慣、疾病予防、メンタルヘルスケアなどに力点を置いた食育を始めとする健康教育に取り組みます。

【具体的な事業】

- ・ 生活習慣向上推進（再掲）
- ・ 健康教育推進事業
- ・ 学校給食地産地消促進事業

(3) 学校教育環境の充実

① 安全・安心な学校づくりの推進

今後 30 年以内に 80%程度の発生確率とされ、東北地方太平洋沖地震を超える津波が来るなど大きな被害が想定されている南海地震に備えて、避難用具の整備や緊急地震速報の受信設備の整備などと併せて、定期的な避難訓練の実施など防災教育、防災学習の徹底を図ります。

また、老朽化等による学校施設改修等については、中長期計画を策定して対応を図ります。

【具体的な事業】

- ・ 防災教育推進事業
- ・ 災害備蓄品整備事業
- ・ 学校施設長寿命化計画策定
- ・ 学校施設安全対策促進

② 防犯・安全教育の充実

複雑化する社会、連帯意識が希薄化する世相を反映して、子供など社会的弱者が被害者となる痛ましい事件などが多発しています。このため、車社会などの交通事情にも配慮して、通学路の安全確認や防犯、安全教育の充実を図ります。

また、スクールガードリーダーの養成や保護者、地域住民による防犯パトロールの定期実施にも継続して取り組みます。

【具体的な事業】

- ・スクールガードリーダーによる巡回指導
- ・防犯教育推進事業
- ・交通安全推進事業
- ・通学路安全対策連絡協議会による安全対策推進
- ・子ども見守りカメラの設置及び管理

③ 学校規模の適正化推進

急速な少子化の進行に伴う学校規模の縮小によって、部活動の制約等が確実視されることから、事務局体制を含め中芸地区における広域的学校組織及び運営の検討を働きかけます。

【具体的な事業】

【社会教育】

◇生涯にわたって健康でいきいきとかがやき、学び続ける教育の推進◇

(1) 生涯学習まちづくりの推進

① 生涯学習の推進

多様化する住民ニーズに対応した生涯学習推進体制の整備・充実のため、各自治学級を町内会組織又はそのなかの学級として位置づけて支援するとともに、各担当課との連携を密に出前講座を実施します。

また、10月を生涯学習強調月間と定め、聴講者の興味、関心度にも配慮した講師選定など、そのニーズに対応した生涯学習講座を開催し、生涯学習意欲の高揚を図ります。

【具体的な事業】

- ・生涯いきいき学習講座開催
- ・文化センター教室、生涯スポーツ教室の開設
- ・まちづくり出前講座実施

② 文化・芸術活動の推進

文化及び芸術活動については、文化センター教室や公民館教室などを開設し、文化・芸術活動の推進を行うとともに、その発表の場として、文化祭や芸能発表会などを主催する町文化協会の活動を支援し、町民の活動意欲を高めます。

具体的には町文化を振興して全国に発信するため、寧浦全国色紙展を開催し、活動

団体の育成・支援を図るとともに、本町は幕末明治維新の動乱期に活躍した勤王志士や彼らに大きな影響を与えた著名な儒学者を数多く輩出していることから、これら安田文化を学び後世に伝えていくため、文化振興企画員による歴史資料の収集・整理や関係機関との連携によって、安田まちなみ交流館での企画展示の開催や講座の開設など、郷土の先人の顕彰活動にも取り組みます。

【具体的な事業】

- ・文化センター教室開設（再掲）
- ・文化祭、芸能発表会実施（町文化協会との連携）
- ・寧浦全国色紙展開催
- ・郷土偉人顕彰等企画展開催

③ スポーツ活動の推進

町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくり、体力づくりを行うため、町体育会活動の活性化とスポーツ推進委員によるスポーツの推進を図ります。また、愛好者の増加をふまえ、町健康づくり事業と連携し、町内駅伝競走大会やウォーキング大会も継続実施します。

【具体的な事業】

- ・生涯スポーツ教室開設（再掲）
- ・各種スポーツ大会開催（町体育会との連携）

（２）地域の教育力再生・向上の推進

① 家庭教育の支援

保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減し、家庭での望ましい子育てを支援するため、PTA活動の活性化を促し、多様な手段を通じて学習機会や情報の提供に努めるとともに、保護者間の交流や子育て相談機能の充実を図ります。

【具体的な事業】

- ・子育て支援事業（再掲）
- ・読書活動推進事業（再掲）
- ・ブックスタート事業
- ・PTA 活動支援

② 地域教育の推進

これまでの地域教育活動の成果と課題をふまえ、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力して地域全体の教育力を高めることができるよう、地域ぐるみの教育力の再生、向上を目指します。

またコーディネーター・サポーターの精力的な取り組みによって着実に成果をあげ

てきている「放課後子ども教室事業」は、ボランティアの養成・確保に努めながら運営体制の充実・強化を図るとともに、地域ぐるみで学校運営を支援していくため、高知県版地域学校協働本部への移行を図り、事業の充実・強化を推進します。

子どもたちの、将来への希望と大きな飛躍へのきっかけづくりを目的とした子どもの夢実現事業についても引き続いて事業の充実・強化を推進しながら取り組んでいきます。

【具体的な事業】

- ・地域学校協働本部事業（再掲）
- ・放課後子ども教室事業
- ・子ども会活動支援
- ・子どもの夢実現事業（再掲）

（３）明るく健全なまちづくりの推進

① 人権教育の推進

自治学級等での人権学習の促進や生涯いきいき学習講座での人権講演の開催、町人権教育研究協議会の活動支援など、人権尊重の理念に基づき人権教育を推進するとともに、福祉館との連携を密に各種施策の展開を図ります。

【具体的な事業】

- ・人権教育推進事業
- ・町人権教育研究協議会との連携

② 青少年・女性・高齢者等の学習機会の充実

地域課題などを学習する機会の提供や町内外の各種団体との交流など青年団活動を支援するとともに、男女の能力や役割についての偏見を無くし、女性の自立や地位向上のための学習活動や団体活動などを支援して女性の社会参加を促進します。

また高齢者の健康づくりや趣味・教養を深めるため、各種文化教室への参加を促進するとともに、自治学級活動を支援し、各地域への「出前講座」なども推進します。

【具体的な事業】

- ・生涯いきいき学習講座開催（再掲）
- ・文化センター教室、生涯スポーツ教室の開設（再掲）
- ・まちづくり出前講座実施（再掲）
- ・女性団体等活動支援

（４）ふるさと文化の保存・継承

① 文化財の保存

関係機関と連携して指定文化財の定期的な巡視を行い、その管理を促進するとと

もに、歴史的価値を有する住宅等の調査を実施し、国登録有形文化財への登録によって、安田まちなみ交流館その他文化財の保存を推進します。

【具体的な事業】

- ・町文化財の定期的な巡視及び保存、管理
- ・文化財の調査、研究
- ・文化財保護審議会による審議

② 文化の継承・活用

文化財、史跡、森林鉄道遺産、化石発掘体験などの地域資源を活用した交流人口の拡大等、町文化振興企画員を中心に観光担当課及び関係市町村等と連携して、地域の活用化対策に取り組めます。そのためのパンフレット、案内板の作成、設置も促進します。

また、学校教育における児童・生徒への郷土文化学習（ふるさと学習）の定着、充実も図ります。

【具体的な事業】

- ・安田まちなみ交流館・和活用
- ・旧魚梁瀬森林鉄道施設活用
- ・ふるさと学習推進事業（再掲）

